

イ 輸入飼料勘定

輸入飼料勘定における決算損失8億円と、前年からの繰越損失額6億円は一般会計からの受入額40億円を充てて処理し、残金26億円は前受金として整理した。

第8節 農産物検査制度

1 概 況

農産物検査は、農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づいて行われており、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的としている。

農産物検査法については、近年の農産物の生産、流通及び消費をめぐる諸情勢の変化に対応し、平成7年に一部改正が行われ、平成7年11月に施行された。この際、近年の消費者ニーズの多様化、高度化に対応して、米麦の成分数値の証明を希望する受検者が想定されたことを踏まえ、米麦の成分検査を導入し、平成8年4月から実施している。

農産物検査は、米麦、豆類、雑穀等20品目について、農産物検査官が行っている。なお、成分検査については、食糧事務所及び食糧事務所から委託を受けた指定検査機関で成分が測定され、この結果に基づき農産物検査官が証明を行っている。

農産物検査については、平成8年11月に発足した行政改革会議の議論を経て、民営化の方針が決定され、本年4月27日に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」において、「農林水産省の食糧事務のうち食糧検査については、民営検査への移行に向けて所要の法的措置を講じることとし、平成12年の通常国会を目途に所要の法案を提出する。」とされた。

農林水産省としては、この閣議決定を受け、農産物検査の実施業務の民営化のための新たな制度の在り方について、本年5月から6月にかけて関係者及び学識経験者の意見を聴き「新たな農産物検査制度のあり方について（案）」をとりまとめ、本案を基に、関係団体との調整を行いつつ、具体的な法制度等について検討を進めているところである。

また、食糧事務所においては、農産物検査の他に、食糧事務所依頼検査規程（昭和31年3月10日農林水産省告示第113号）に基づき、いぐさ製品等の検査を行っている。

(1) 検査業務の改善合理化

国内産米検査業務の改善合理化については、昭和63年12月に閣議決定された「規制緩和推進要綱」に基づき、検査体制の簡素合理化及び検査業務の改善を図るため、以下の点について各種事業を活用しつつ推進してきたところである。

この結果、おおむね所期の目標に近い成果をあげることができた。今後はばら検査の拡大及びパレット検査の推進等による抽出検査の内容を充実させ、検査業務を的確かつ円滑に実施するため、引き続き簡素合理化を図っていくこととしている。

① ばら検査比率については、全検査数量のおおむね30%に拡大する。

→9年産実績約19%

② 抽出検査については、当初目標の60%に達していることから、食糧検査士の有効活用を図り、抽出区切りの拡大及びパレット検査の推進等を図る。

→9年産実績約72%

③ 効率的な検査場所を確保するため、一般検査場所については、年間検査数量がおおむね600t以上の検査場所での検査数量割合が一般検査場所における検査数量のおおむね90%となることを目途に整備を図る。これにより全国の検査場所数が9,000か所台となるよう集約整備を図る。

→600t以上の一般検査場所での検査数量割合約68%（9年産実績）

総検査場所数9,936 か所（9年産実績）

実施事業は次のとおりである。

ア 食糧検査士活用事業（10年度予算額8億62百万円）

一般検査場所における抽出検査及び施設等におけるばら検査の円滑かつ効率的な実施を推進するため、専門的な知識と技術を有する民間活力を活用して検査準備指導を行う。

イ 受検環境整備推進事業（10年度予算額6億98百万円）（これまでの事業を整理統合）

(ア) 受検環境整備促進事業

自主流通法人、第一種及び第二種登録出荷取扱業者が、受検環境の整備を図るために、関係者に対して啓蒙・普及を行った場合、一定額を交付する。

(イ) 受検環境整備推進事業

a ばら受検導入推進事業

生産者個々が乾燥調整し、検査場所に持ち寄った玄米をばら化するため、第一種登録出荷取扱業者がばら検査・ばら流通に必要な設備を整備し、ばら検査・ばら流通を導入・拡大した場合、ばら検査実績数量に応

じた一定額を第一種登録出荷取扱業者に2年間交付する。

b R Cばら受検拡大推進事業

乾燥調整施設におけるばら化の推進を図るため、第一種登録出荷取扱業者が既存のライスセンター等においてばら検査・ばら流通に必要な設備を新增設してばら検査・ばら流通を導入・拡大した場合、ばら検査実績数量に応じた一定額を第一種登録出荷取扱業者に2年間交付する。

c 大口受検者ばら化導入事業

大規模生産者のフレコンでの出荷を推進するため、一般検査場所において、第一種登録出荷取扱業者がばら検査・ばら流通に必要な設備を整備し又は大規模生産者へ貸出し、ばら検査・ばら流通を導入した場合、ばら検査実績数量に応じた一定額を第一種登録出荷取扱業者に当年度限り交付する。

d 受検場所効率化整備事業

第一種登録出荷取扱業者が受検場所の集約整備を行い、かつ、検査効率の向上のための整備を行い、年間検査数量が2万個未満の受検場所を2万個以上に拡充した場合又は2万個以上の受検場所を設置した場合、及び年間検査数量が2万個以上の受検場所において検査数量を大幅に増加させた場合、増加検査数量に応じた一定額を第一種登録出荷取扱業者に当年度限り交付する。

e 小規模受検場所効率化集約事業

第一種登録出荷取扱業者が受検場所の集約整備を行い、かつ、検査効率の向上のための整備を行い、年間検査数量が6千個未満の受検場所を6千個以上2万個未満の受検場所を設置した場合、増加検査数量に応じた一定額を第一種登録出荷取扱業者に当年度限り交付する。

f パレット受検推進事業

第一種登録出荷取扱業者が受検場所において、機動的なパレット検査の実施に必要な準備、能率的な出荷・検査のための仮置テントの設置等、能率的な検査を実施するための条件整備を行いパレット検査数量を増加させた場合、その増加検査数量に応じた一定額を第一種登録出荷取扱業者に当年度限り交付する。

2 国内産農産物の検査

(1) 米 の 検 査

ア 10年産米の検査は、「新たな米政策大綱」が出され、種々の施策が展開されている状況の下で、多様な受検ニーズに即応した、より積極的かつ弾力的な検査対応を行うことを課題として、「国内産農産物検査

の事前指導等要綱」(平成6年3月28日付け6食糧第352号(検査)食糧庁長官通達)及び「国内産米穀の検査基本対策」(平成6年3月28日付け6食糧第353号(買入・検査)食糧庁長官通達)を基本とし、以下の事項に留意しつつ実施された。

(ア) 品質改善に係る指導

前年産米までの検査格付状況等を有効活用した品質改善への指導を積極的に行った。

(イ) 積極的・弾力的な検査の実施

a 検査関連情報の収集

検査計画策定に係る品種別の生育情報、自主流通米の需給動向、倉庫操作状況等の検査関連情報の収集を行った。

b 休日検査等ニーズを踏まえた検査計画の策定

第一種登録出荷取扱業者の代表者と各検査場所についての休日検査の要否等について打合せを行い、その際のニーズを組み入れた検査計画を策定した。

c 広域的な応援検査

早場地帯、遅場地帯の支所間や本所・支所間の応援検査を行った。

(ウ) 検査計画の運用

第一種登録出荷取扱業者及び計画外流通米の受検者との連絡・打合せを綿密に行い、検査時間、検査予定数量、休日検査、応援検査等についての調整を図り、弾力的に運用した。

(エ) 特別検査場所の設定等

計画外流通米の円滑な検査のため、政府倉庫前や食糧事務所前の検査場所等を積極的に活用するとともに、必要に応じて特別検査場所を設定した。

(オ) 鑑定・格付技術の錬磨

各種サンプルの交換や品質概況等を活用した鑑定・格付技術の研鑽に努めた。

(カ) 整粒歩合による仕分け

出荷取扱業者から整粒歩合による仕分け要請に対応した。

(キ) 成分検査の効率的な検査

受検準備の軽減、検査試料の有効活用及び成分検査品の効率的な保管管理等の観点から、品位等検査との同時受検を指導した。

イ 検査の実績

10年産米の平成11年10月末日現在の検査実績は、表14のとおりであり、水稻うるち玄米の地域別の検査実績は表15のとおりである。

ウ 品質概況

10年産の稲の生育は、7月中旬以降の低温・日照不足と台風、集中豪雨等の被害が発生したため、作況

指数は全国で98のやや不良となった。

地域別の品質概況は、次のとおりである。

(ア) 北海道では、7月中旬以降の低温により、一部地域に不稔もみが発生したが、8月下旬以降は気温が高めに経過し登熟が順調であったことから、作柄はやや良となった。1等比率は94.5%（9年産53.8%）と前年を大幅に上回った。

(イ) 東北での登熟は、8月の多雨・日照不足により緩慢であったほか、一部地域で8月下旬の集中豪雨や9月の台風による浸・冠水、倒伏等の被害が発生したことから、作柄はやや不良となった。1等比率は、79.3%（9年産90.2%）と前年を下回ったが、2等以下への主な格付理由は充実不足、乳白粒であった。

(ウ) 関東・東山の登熟は、8月の多雨・日照不足によりやや不良となったほか、一部地域で8月下旬の集中豪雨や9月の台風等による浸・冠水、倒伏、穂発芽等の被害が発生したことから、作柄はやや不良となった。1等比率は81.3%（9年産90.3%）と前年を下回った。

(エ) 北陸の登熟は、8月の多雨、日照不足により緩慢であったほか、一部地域で8月上中旬の集中豪雨による浸・冠水の被害が発生したことから作柄はやや不良となった。1等比率は81.7%（9年産88.7%）と前年を下回った。

(オ) 東海・近畿での生育・作柄は、やや不良であったが、9月、10月の台風とそれに続く長雨により、岐阜県、滋賀県、奈良県及び和歌山県を中心に穂発芽粒の被害が発生した。品質は、1等比率が東海で63.5%（9年産70.1%）・近畿で69.2%（9年産86.3%）と前年を下回った。

(カ) 中国では、出穂期以降おおむね天候に恵まれたことから、作柄はやや良となった。品質は、1等比率が67.0%（9年産72.7%）と前年より低下したが、特に鳥取県、岡山県でカメムシによる着色粒、鳥根県では高温障害による乳白粒の発生が目立った。

(キ) 四国では、高知県の早期栽培にいもち病の被害が発生したほか、一部地域に台風、長雨による穂発芽の被害が発生したことから作柄はやや不良となった。

1等比率は51.8%（9年産53.0%）と前年並みであった。

(ク) 九州では、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培にいもち病の被害が発生したことから登熟は不良であったが、普通栽培の登熟が順調であったことからやや良となり、1等比率も69.8%（9年産56.2%）と前年を上回った。

エ 産地品種銘柄の概況

10年産うるち玄米の産地品種銘柄は、45道府県、127品種、328産地品種（9年産、43道府県、76品種、162産地品種）であり、平成11年10月末日現在における銘柄の検査数量（加工用米等も含むすべての水稻うるち玄米）は、434万9千tである。これは9年産（10年10月末日現在）の419万3千tに比べ15万6千t増加した。

また、水稻うるち玄米に占める割合は、約19%増加し、95%（9年産76%）となった。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、産地品種銘柄のうち125万1千t（9年産137万7千t）で29%を占めており、2位は前年同様あきたこまち、3位は前年4位であったひとめぼれとなっている。

以下、きらら 397、ヒノヒカリ、むつほまれ、はえぬきの順に検査数量が多く、上位7品種の検査数量は、産地品種銘柄全体の全体の72%（前年70%）であり、4%減少している。

(2) 麦 の 検 査

ア 検査対策

10年産麦の検査に当たっては、良品質麦の確保と流通の円滑化等を図る観点から、国内産農産物検査の事前指導等要綱（平成6年3月28日付け6食糧第352号（検査）（食糧庁長官通達）及び国内産麦類の検査対策（平成4年4月8日付け4食糧第355号（検査）食糧庁長官通達）を基本とし、良品質麦の確保のための指導として、

- ① 適切な早期乾燥処理と調製の指導
- ② 被害麦の除去及び選別程度の指導
- ③ 品質劣化麦の仕分け等の指導

等を重点事項として、関係機関、団体との密接な連携の下に検査を実施した。

イ 検査実績

10年産麦の検査実績は、表16のとおりである。検査数量の合計は、75万tで、前年に比べ2万7千t減少（前年比96.5%）した。また、種類毎の上位等級比率（1等。ただし、ビール大麦は1等＋2等）を前年と比較すると、大麦は44.1%（前年産43.8%）、はだか麦は11.3%（同28.9%）、小麦は64.7%（同75.5%）、ビール大麦は67.6%（同78.2%）となっている。

小粒大麦は、米の生産調整の強化及び二条大麦からの作付移行により面積は増加したものの、充実不足及び被害粒の発生等による減収により検査数量も2千t減少した。大粒大麦は、二条大麦の作付面積が減少したことに加えて、充実不足及び被害粒の発生により大幅に減収したことから、検査数量も12千t減少した。ビール大麦は、高温・多雨の影響による充実不足及び

被害粒の発生等により20千t減少した。はだか麦は、作付面積は増加したものの、高温・多雨による充実不足及び被害粒の混入が多く、減収により、5千t減少した。小麦は、作付面積が増加したこと、特に北海道で収量が大幅に上回ったことにより14千t増加した。

ウ 品質概況

(ア) 普通小粒大麦

関東・東山では、生育期から収穫期にかけての高温・多雨・日照不足により赤かび粒、たい色粒、発芽粒が見られ、充実度・粒揃い・光沢も劣り品質は前年より低下した。

北陸では、暖冬であったことにより、生育期・出穂期とも早く、充実度・粒張りは前年並かやや劣り、一部の地域では、赤かび粒、空洞粒が散見されたが、品質は総体的には前年並となった。

(イ) 普通大粒大麦及びビール大麦

関東・東山では、生育期の高温・多雨により、全般的に軟弱徒長気味で、充実度・粒揃いは前年よりやや劣っていたが、調製等により前年並の品質となった。ビール大麦は、充実不良及び被害粒の発生により、品質は前年より低下した。

中国では、出穂期以降の高温・断続的な降雨の影響により、赤かび粒の発生が懸念されたが、調製等により発生を低く抑えられ、前年より良品質となった。

九州では、高温・多雨で経過したことから、枯れ熟れ現象も見られ、充実不足で粒が細く、くされ粒、発芽粒、赤かび粒の混入が多く見られ、品質は前年より低下した。また、ビール大麦は登熟不良及び被害粒の発生により品質は前年より大幅に低下した。

(ウ) 普通はだか麦

主産地である四国及び九州では、湿害による枯れ熟れ現象と登熟期の降雨による倒伏により充実度、粒張り、粒揃いとも前年より劣った上、たい色粒、やけ粒等の発生により品質は前年より著しく劣った。

(エ) 普通小麦

北海道では収穫期の降雨や低温による発芽粒やたい色粒の発生が懸念されたが、調製等により品質は概ね平年並となった。

関東・東山では、出穂期以降の高温・多雨・日照不足から軟弱徒長気味の生育で、充実度・光沢とも劣り、発芽粒、赤かび粒が発生し、品質は前年より低下した。

東海では、出穂期以降高温が続き、降雨も多く軟弱徒長気味で、充実度・光沢等が劣り、赤かび粒、たい色粒、発芽粒の混入も見られ、品質は前年より大幅に低下した。

近畿では充実度・粒揃いが劣り、未熟粒の混入も多

く、高温・多雨による赤かび粒の発生が見られ、品質は前年より低下した。

九州では、一部の地域では種遅れがあり、生育は軟弱徒長気味となり、出穂期以降の断続的な降雨に伴い、登熟不良となり発芽粒、赤かび粒が多く発生した。このため、充実度・光沢とも劣り、品質は前年より大幅に低下した。

(3) その他の農産物の検査

農産物検査法に定められた品目のうち、米麦（製品を含む。）以外の品目及び食糧事務所依頼検査規程に基づく品目の検査結果は次のとおりである。

ア 農産物検査法に基づく品目

〔品目〕	〔検査実績県〕	〔検査数量t〕
大 豆	(北海道ほか42県)	83,446
小 豆	(北海道ほか4県)	53,558
え ん ど う	(北海道)	334
い ん げ ん	(北海道)	17,537
とうもろこし	(長野県)	15
な た ね	(青森県ほか10県)	997
あ わ	(岩手県)	1
ひ え	(岩手県)	1
甘 し ょ	(-)	-
馬 鈴 し ょ	(広島県ほか1県)	1,990
甘しょ生切干	(長崎県ほか2県)	872
そ ば	(北海道ほか14県)	4,341
で ん 粉	(北海道ほか3県)	297,993
は っ か	(北海道)	1

イ 食糧事務所依頼検査規程に基づく品目

〔品目〕	〔検査実績県〕	〔検査数量千枚〕
いぐさ製品	(広島県ほか3県)	1,601

なお、10年産大豆の検査に当たっては、良品質大豆の生産と円滑な流通の促進を図るため、国内産大豆の検査基本対策（平成6年9月5日付け6食糧1086号（検査）食糧庁長官通達）に基づき、①検査体制の点検・整備、②事前指導、③検査の適正化、④抽出検査及びばら検査の推進を重点として取り進めた。

10年産大豆は、北海道では8月下旬以降の天候不順や11月中旬の降雪により不良となり、都府県でも一部の地域を除いて8月下旬の多雨及び9月以降の台風や長雨により不良となったことから、作況指数81の「不良」となった。

9年産と比較すると、作付面積が2万5千9百ha（31%）の増加となったが、10a当たりの収量が29kg下回ったことから、収穫量は1万3千4百t（9%）の増加にとどまった。

(4) 包装の使用状況

10年度における米麦の包装の種類別使用状況は、次のとおりである。

(単位：千個，%)

包装の種類	米	麦
	(4.3)	(8.3)
麻 袋	2,747	117
	(6.7)	(14.3)
樹 脂 袋	4,301	203
	(89.0)	(77.4)
紙 袋	57,092	1,098
	(100.0)	(100.0)
計	64,141	1,418

(注) 1 麻袋、樹脂袋の30kg袋及び紙袋30kgは60kg換算個数である。

2 () は包装の種類別比率である。

3 外国産農産物の検査

10年度における外国産農産物の検査数量及び品質状況は次のとおりである。

(1) 米 穀

ア 検査数量 (単位：t，%)

産 地	玄米	精米	砕精米	計	国別比率
アメリカ	238,691	67,616	12,228	318,535	(53.4)
タ イ	—	69,928	35,405	105,333	(17.6)
オーストラリア	30,677	39,208	9,103	78,988	(13.2)
中 国	21,311	49,832	917	72,060	(12.0)
ウルグアイ	835	—	—	835	(0.1)
ベトナム	294	15,297	466	16,057	(2.7)
パキスタン	—	34	—	34	(0.0)
イタリア	—	51	—	51	(0.0)
イ ン ド	—	4,919	—	4,919	(0.8)
計	291,808	246,885	58,119	596,812	(100.0)

形態別比率 (48.9) (41.4) (9.7) (100.0)

(注) 形態とは玄米・精米・砕精米の輸入形態のことである。

イ 品 質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外 (否) となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
アメリカ, オーストラリア, ウルグアイ, ベトナム	被害粒	15	15	6,416
アメリカ, 中国	水 分	7	7	5,729
イタリア	白墨質粒	2	2	34

中国, アメリカ	異 物	2	2	9,371
オーストラリア	大砕粒	1	1	108
オーストラリア	小砕粒	1	1	108

(2) 小 麦

ア 検査数量 (単位：千t，%)

産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
アメリカ	2,625	352	2,977	(55.3)
カ ナ ダ	1,398	—	1,398	(26.0)
オーストラリア	515	492	1,007	(18.7)
計	4,537	844	5,381	(100.0)
用途別比率	(84.3)	(15.7)	(100.0)	

イ 品 質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外 (否) となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
アメリカ, オーストラリア	きょう雑物	29	29	158,660
アメリカ, カナダ	粗たんぱく	47	47	193,405
アメリカ	発 芽 粒	13	13	68,196
アメリカ	他 銘 柄 粒	1	1	6,180
アメリカ	著しい熱損粒	2	2	2,205

(3) 大麦・はだか麦

ア 検査数量 (単位：千t，%)

産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
オーストラリア	147	800	947	(58.3)
カ ナ ダ	51	230	281	(17.3)
ア メ リ カ	7	388	395	(24.3)
計	205	1,418	1,624	(100.0)
用途別比率	(12.6)	(87.3)	(100.0)	

イ 品 質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外 (否) となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
カナダ	細 麦	1	1	7,219
カナダ	はく皮及び砕粒	2	2	16,425

4 成分検査

農産物検査法の改正により、平成8年4月から成分検査 (任意検査) を実施している。

成分検査は、理化学分析を伴う新たな検査であることから、受検者に対し当該検査のPRに努めたところである。

成分検査は、農産物検査官が成分検査に係る受検品から試料を採取し、食糧事務所品質管理課及び食糧事

務所から委託を受けた指定検査機関（農産物検査法に基づき農林水産大臣が指定する者）が当該試料の測定を行い、その結果を農産物検査官が証明するものである。

成分検査の対象は、米については、たんぱく質及び

アミロースとなっており、小麦については、たんぱく質及びでん粉となっている。

平成10年度の成分検査の実施件数は、米については2,491件、小麦については1,293件となっている。

表14 平成10年産米種類別検査実績（平成11年10月末日現在）

種 類		検査数量 (t)	等級比率 (%)						
			特上	特等	1 等 (合格)	2 等	3 等	等外	規格外
玄 米	合 計	4,872,482	0.0	0.5	76.6	18.7	2.8	0.4	1.0
	水 稲 う る ち	4,574,892	—	—	78.3	17.9	2.5	0.4	0.9
	水 稲 も ち	196,735	—	—	48.2	41.0	8.3	0.2	2.3
	醸 造 用	99,445	0.7	22.9	55.9	11.8	5.3	0.1	3.3
	陸 稲 う る ち	—	—	—	—	—	—	—	—
も み	陸 稲 も ち	1,410	0.0	0.0	22.1	53.4	22.3	0.6	1.7
	合 計	56,521	—	—	99.8	—	—	—	0.2
	普 通	11,957	—	—	98.9	—	—	—	1.1
	種 子	44,565	—	—	100.0	—	—	—	—
精 米 合 計		13	—	—	75.1	24.9	—	—	—

(注) 1 もみの等級比率は、合格の比率である。

2 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100.0とならないことがある。

表15 平成10年産水稻うるち玄米地域別検査実績（平成11年10月末日現在）

種 類	検査数量 (t)	等級比率 (%)				
		1等	2等	3等	等外	規格外
北 海 道	546,834	94.5	4.4	0.3	—	0.8
東 北	1,553,654	79.3	18.3	1.9	0.0	0.4
北 陸	686,857	81.7	16.4	1.3	0.2	0.5
関 東 ・ 東 山	580,609	81.3	13.3	3.7	1.0	0.8
東 海	157,982	63.5	23.6	8.5	0.5	3.9
近 畿	226,739	69.2	17.8	6.4	0.2	6.4
中 国	303,477	67.0	28.6	3.2	0.8	0.4
四 国	108,353	51.8	42.5	3.4	1.4	0.8
九 州	408,013	69.8	26.5	2.2	1.1	0.4
沖 縄	2,373	4.3	55.3	35.6	—	4.8
合 計	4,574,892	78.3	17.9	2.5	0.4	0.9

(注) ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

表16 平成10年産麦類検査成績（平成11年5月末日現在）

種 類	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1 等	2 等	等外上	規格外
大 麦	65,329	44.1	43.4	-	12.5
は だ か 麦	11,227	11.3	73.2	-	15.5
小 麦	606,158	64.7	22.9	-	12.4
ビ ー ル 大 麦	26,993	0.1	67.5	32.4	-
飼 料 用 大 麦	33,418	(合格) 100.0	-	-	-
種 子 用 麦	7,409	(合格) 100.0	-	-	-
合 計	750,534				

(注) 等級比率の内訳の計は、四捨五入の関係上総数(100%)に一致しない場合がある。

第9節 加 工 食 品

1 みそ・しょうゆ

(1) 企 業 構 造

平成7年12月現在におけるみそ製造業の企業数は、1,351企業(1,355工場)であり、そのほとんどが中小企業である。

また、平成7年12月現在におけるしょうゆ製造業の企業数は、1,879企業(1,883工場)である。これらのほとんどが中小企業で、大企業は5社(8工場)にすぎないが、生産シェアで約48%(9年)を占めている。

(2) 生 産 状 況

10年におけるみそ・しょうゆの生産数量は、みそは54万5千tで前年より1千tの減(前年比0.1%減)、しょうゆは106万3千klで前年より3万5千klの減(同3.2%減)となった。

(3) 輸 出 状 況

10年におけるみそ・しょうゆの輸出総量は、みそは5千tで前年比7.0%増、金額では9億8,259万円で前年比2.1%増となっており、主要輸出先はアメリカ、台湾、香港等である。また、しょうゆは1万1千klで前年比2.5%増、金額では24億2,619万円で前年比6.5%増となっており、主要輸出先はアメリカ、香港、中国である。

2 小 麦 粉

(1) 企 業 構 造

平成10年3月末日現在における小麦粉製造業の企業数は132企業(165工場)であり、これらを合計した日産設備能力は、3万1千tとなっている。小麦粉製造業は、ほとんどが中小企業であり、中小企業のうち

33%が日産設備能力50t未満の零細企業である。

生産シェアにおいては大企業(4社)が67.9%を占めている。

(2) 生 産 状 況

9年度における小麦粉の生産数量は、490万tで前年より1.4%減少している。用途別小麦粉の生産比率は、パン用粉の38.2%、めん用粉の34.2%、菓子用粉の12.1%となっており、この3用途で生産数量全体の84.5%を占めている。

(3) 近 代 化 計 画

中小企業近代化促進法に基づき、平成10年度から平成14年度を目標とする第6次近代化計画を策定し、これに基づき構造改善事業(参加企業数100企業)を実施している。

3 精 麦

(1) 企 業 構 造

平成10年3月末日現在における精麦業の企業数は、79企業(81工場)で、すべて中小企業である。

(2) 生 産 状 況

9年度における精麦の生産数量は14万2千t(前年比3.2%増)となっている。種類別生産比率は、普通精麦92.8%(押麦10.4%、切断圧べん0.4%、切断無圧べん3.2%、精白麦84.4%)、ビタミン強化精麦7.2%となっている。

4 麦 茶

(1) 企 業 構 造

10年3月現在における麦茶製造業の企業数は、89企業(89工場)であり、すべて中小企業である。

(2) 生 産 状 況

9年度における麦茶の生産数量は4万1千tで、前年比5.9%減となっている。

5 め ん 類

(生めん類, 乾めん類, 即席めん類, マカロニ・スパゲッティ類)

(1) 企 業 構 造

平成8年12月現在におけるめん類製造業の工場数は、生めん類3,869、乾めん類2,147、即席めん類74、マカロニ・スパゲッティ類13で合計6,103工場となっている。めん類製造業は、即席めん類以外は大企業の数極めて少なく、おおむね中小企業である。

(2) 生 産 状 況

10年におけるめん類の生産量は、142万4千t（小麦粉換算）で前年より1万7千t減（前年比1.2%減）となっている。

種類別にみると、生めん類69万3千t（前年比1.8%減）、乾めん類24万9千t（同0.1%減）、即席めん類31万8千t（同1.6%減）、マカロニ・スパゲッティ類16万4千t（同0.6%増）である。

(3) 輸 出 入

10年におけるめん類の輸出量は、1万6千t（輸出金額47億円）で前年比1.9%減（同0.8%増）となっている。これを種類別にみると乾めん類5.7千t（同17億円）、即席めん類8.4千t（同29億円）、マカロニ・スパゲッティ類1.5千t（同1.5億円）である。

一方輸入量は8.5万t（輸入金額114億円）で前年比10.6%増（同19.4%増）である。

これを種類別にみると、乾めん類1.5千t（前年比297.5%増）、即席めん類2.0千t（同49.8%増）、マカロニ・スパゲッティ類81.1千t（同8.5%増）である。

6 パ ン 類

(1) 企 業 構 造

平成8年12月末現在におけるパン製造業の企業は、4,480企業（4,587工場）であり、そのうち大企業は6社となっている。

(2) 生 産 状 況

10年におけるパン類の生産数量は123万t（小麦粉換算）で前年比0.9%増となっている。

これを種類別にみると、食パン60万9千t（前年比2.0%増）、菓子パン37万9千t（同2.4%減）、その他パン19万9千t（同6.0%増）、学給パン4万5千t（同6.6%減）である。

7 ビスケット類

(1) 企 業 構 造

平成8年12月末現在におけるビスケット類の製造

を行っている菓子製造業の企業数は108企業（137工場）であり、そのうち大企業は、7社となっている。

(2) 生 産 状 況

10年におけるビスケット類の生産数量は21万9千製品tで前年比3.3%減となっている。

(3) 輸 出 入

10年におけるビスケット（スイート）類の輸出数量は1.9千t、金額では14億9千万円で前年比各々20.3%増、31.9%増となっている。主要輸出先は香港、台湾、シンガポール等である。

一方、輸入数量は9.4千t、金額では50億2千万円で前年比は各々9.8%減、10.7%減となっている。主要輸入先はアメリカ、デンマーク、中国、フランス等である。

8 米 菓

(あられ・せんべい)

(1) 企 業 構 造

平成6年12月末日現在における企業数は、903企業（919工場）であり、ほとんどが中小企業である。

なお、主要5社（14工場）が占めている生産シェアは43%（8年）となっている。

(2) 生 産 状 況

10年の米菓の生産数量は21万tで前年より3千tの減（前年比1.4%減）である。

(3) 輸 出 入

10年の米菓輸出数量は、4.7千tで前年比12.6%増、金額では、29億円で前年比6.4%増となっており、主要輸出先はアメリカ、オランダ、台湾等である。

一方、輸入数量は7.0千tで前年比11.7%減、金額では、29億3千万で前年比9.9%減となっており、主要輸入先はタイ、台湾、中国等である。

9 加 工 米 飯

(1) 企 業 構 造

平成10年12月末現在における加工米飯製造業の企業数は、延べ数で133企業となっている。このうちの大半は、中小企業で占められている。

(2) 生 産 状 況

10年における加工米飯の生産量は21万4千tで、前年比6.3%増となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯2万2千t（前年比2.8%増）、無菌包装米飯3万5千t（同27.8%増）、冷凍米飯14万6千t（同3.3%増）、チルド米飯5千t（同5.2%増）、缶詰米飯2千t（同21.4%増）、乾燥米飯4千t（同17.8%減）となっている。

10 米麦加工食品改善推進事業

米麦加工食品産業の健全な発展に資するため、米麦加工食品を取り巻く諸問題を検討し、今後の展開方向を目指すため、昭和59年以降各種事業を推進している。

平成9年12月の麦問題研究会において、「新たな麦政策のあり方について」の最終報告がなされ、製粉企業の合理化・体質強化について具体的な目標を示して推進する観点から、小麦粉製造・販売コスト目標（ガイドライン）を示すとともに、これに向けた企業の取り組みを支援することの必要性等が示されたところである。

このため、中小を主体とする製粉企業の合理化・体質強化を具現化するための方策の検討及び経営コンサルティングの実施による体質強化の実践を踏まえた、今後の経営方向のモデルの提案を行うことで企業の積極的な合理化・近代化を助長させるための支援事業を実施する必要性があり、平成10年度においては、財団法人全国食生活改善協会に次のような事業を委託し、実施した。

(1) 体質強化方策調査

中小製粉企業の形態（専業、兼業の内容等）、経営の内容（商品の生産・販売状況、財務体質、新商品・新技術の開発等）、得意分野、技術蓄積の内容等経営改善等の既存の実態調査を踏まえ、学識経験者、業界団体の代表者、中小企業の代表者、企業経営指導の専門家等で構成する専門委員会を設置し、以下の内容を検討の上、方向性を整理する。

ア 経営体質の弱い中小製粉についての製造・販売コストの低減方策の支援

イ 2次加工メーカーの生産・流通実態調査

(2) 体質強化経営コンサルティングモデル基礎調査

経営体質強化を進めようとする中小製粉企業につい

て、中小企業診断士等による経営分析、経営改善指導等の経営コンサルティングを支援するための、基礎調査を行う。

11 食品流通改善巡回点検指導事業

近年、食品に関する安全性の確保、価格の安定、流通円滑化、品質の維持向上及び表示の適性化等についての国民の要請はますます高まっており、これらの要請に応えて、きめの細かい食品行政の展開を図ることが現下の急務となっている。

このような状況に鑑み、昭和53年度から、「食品流通改善巡回点検指導事業」を実施している。

この事業は、食糧事務所職員が食品の生産及び流通の各段階にわたる巡回点検、指導等を実施することにより、安全かつ良質な食品の供給と表示の適正化、価格需給動向の予察、価格高騰時のパトロール等の対策を総合的に推進するものであり、10年度は次の業務を実施した。

- (1) 食品品質表示基準遵守状況点検指導業務
- (2) 食品製造業食品製造基準遵守指導業務
- (3) 食品卸小売店食品流通基準等遵守指導業務
- (4) 冷凍食品小売店品質管理指導業務
- (5) 食品自動販売機適正設置管理指導業務
- (6) 食品価格需給動向予察業務
- (7) 米麦加工食品基礎調査業務
- (8) 食品流通改善基礎調査業務
- (9) 食品価格高騰時パトロール業務
- (10) 放出野菜販売状況等監視指導業務
- (11) 外食価格等動向調査監視指導業務
- (12) 生鮮食品等緊急対策業務
- (13) 農産物安全対策業務
- (14) 畜産物安全対策業務
- (15) 水産物安全対策業務